

第二東水沢こども園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「最低基準条例」という。）及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号。以下「運営基準条例」という。）に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 社会福祉法人愛護会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 第二東水沢こども園（以下「本園」という。）
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢朝日町5番31号

(本園の目的)

第3条 本園は、教育・保育を必要とする乳幼児を日々受け入れ、教育・保育事業を行うことを目的とする。

(運営方針)

第4条 本園は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 本園は、本園を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って教育・保育を提供する。
- 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岩手県、奥州市、小学校、他の認定こども園、保育所、幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、最低基準条例、運営基準条例、その他関係法令を遵守し運営を行う。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の発達段階に応じた教育課程・保育課程及び年間保育計画に基づき、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については最低基準条例及び付随する補助金等の事業で定める配置基準以上とする。なお、員数は園児の数により変動することがある。

- (1) 園長 常勤専従 1人
園長は教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を統括する。
- (2) 副園長 常勤専従 1人
副園長は園長を補佐し、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の勤務及び業務の調整を行う。また、保護者対応、苦情の受付、現金出納に関する業務を行う。
- (3) 主幹保育教諭 常勤専従 1人
主幹保育教諭は、園長及び副園長を補佐し、教育・保育計画の立案、育児相談、地域子育て支援活動及び保育活動について保育教諭を統括する。
- (4) 副主幹保育教諭 常勤専従 1人
副主幹保育教諭は、主幹保育教諭とともに園長及び副園長を補佐し、教育・保育計画の立案、育児相談、地域子育て支援活動及び保育活動について保育教諭を統括する。
- (5) 保育教諭 13人以上
保育教諭は、教育・保育計画の立案とその計画に基づき園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう教育・保育に従事し、家庭連絡等の業務を行う。

- (6) 栄養士 1人以上
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食及び幼児食に係る献立を作成するとともに、本園全般の食育指導を行う。
 - (7) 調理員 3人以上
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する業務を行う。
 - (8) 看護職員 1人以上
看護職員は、園児の健康管理と本園全般の衛生管理を行う。
 - (9) 嘱託医 1人(非常勤)
嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。
 - (10) 嘱託歯科医 1人(非常勤)
嘱託歯科医は、園児の歯の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談及び指導を行う。
 - (11) 嘱託薬剤師 1人(非常勤)
嘱託薬剤師は、本園の衛生環境の維持及び改善に関する指導を行う。
- 2 支援員及び用務員等その他の職員は、必要に応じて置くことができる。

(教育・保育を提供する日)

第7条 本園が教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

(教育・保育を提供する時間)

第8条 本園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育時間(7時間30分)
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までの範囲内で、教育標準時間認定を受けた保護者が教育を必要とする時間。
なお、午前8時30分から午後4時までの範囲外の時間帯において、教育・保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時から午後7時までの範囲内で預かり保育を提供する。また、土曜日は午前7時から午後6時までの範囲内で預かり保育を提供する。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)
月曜日から土曜日の午前7時から午後6時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。
なお、月曜日から金曜日の午前7時から午後6時までの範囲外の時間帯において、保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。
- (3) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)
月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。
なお、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までの範囲外の時間帯において、保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。ただし、土曜日は午後6時までとする。

(学年及び学期)

第9条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から5月31日まで
- 第2学期 6月1日から8月31日まで
- 第3学期 9月1日から12月31日まで
- 第4学期 1月1日から3月31日まで

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 保護者は、保護者の居住する市町村の長が定める利用料を本園に支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育・保育において提供する便宜に要する費用として次に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

項目	金額
主食費（１・２号認定）	月額1,000円
副食費（１・２号認定）	国が定める公定価格の額
長袖トレーナー	実費（1枚4,300円～5,000円程度）
半袖	実費（1枚2,300円～3,500円程度）
半ズボン	実費（1枚2,300円～3,000円程度）
カラー帽子	実費（1個1,000円～1,500円程度）
岩手県学校安全互助会費	岩手県学校安全互助会が定めた額（年額150円～200円程度）
日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金	日本スポーツ振興センターが定めた額（年額300円～350円程度）
遠足・園外保育に関する費用（バス代、入場料など）	実費
出席ブック	実費（350円～500円程度）
はさみ	実費（400円～600円程度）
のり	実費（200円～300円程度）
粘土	実費（500円～800円程度）
粘土ケース	実費（350円～700円程度）
色鉛筆	実費（1,200円～1,500円程度）
ハーモニカチューブ	実費（480円～800円程度）
連絡帳	実費（100円～200円程度）
名札	実費（150円～200円程度）
父母会費	年額4,000円程度（年額は毎年保護者会で決定）
延長保育料（１・２・３号認定）	1日500円とし、1月3,500円を上限とする。
一時預かり保育料（１号認定）	（平日） 7：00～8：30 1回200円 16：00～18：00 1回250円 （土曜日） 7：00～18：00 1回1,000円

（１）本表における副食費の徴収減免対象者の負担額は、市町村の長が定める額を限度とする。

（２）本表において、金額の範囲を定めているものについては、別に重要事項説明書等において金額を定める。

- 3 前項に定めるもののほか、教育・保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第11条 本園は、市町村から支給認定を受けた支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）の保護者から本園の利用について申し込みがあったときは、次の理由がある場合を除き、これに応じる。

- （１）利用定員に空きがない場合
- （２）利用定員を上回る利用の申込があった場合
- （３）当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがあ

る場合

- 2 入園希望者が利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) 本園の教育・保育方針を理解するものは、前号の次に優先して入園させる。
 - (3) その他の者は面接等により選考し、入園させる。
- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び同法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、同法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園または休園しようとする1号子どもは、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 本園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

（利用定員）

第12条 本園の利用定員は110人とし、その内訳はおおむね次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	3人	3人	4人	10人
2号	—	—	—	17人	17人	17人	100人
3号	15人	17人	17人	—	—	—	

（緊急時における対応方法）

- 第13条 本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医または当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、奥州市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 本園は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、奥州市に報告する。

（非常災害対策・安全対策）

- 第14条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。
- 2 本園は定期的に消火用具、避難口、警報器その他防災に関する設備及び火災発生のおそれのある場所を点検し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 本園は、毎月1回以上、遊具を点検し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 本園は、園児のアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

（虐待の防止のための措置）

- 第15条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

- 2 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員または養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定により、奥州市・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

- 第16条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（欠席）

- 第17条 園児が欠席する場合には、保護者は本園に届け出るものとする。

（健康管理）

- 第18条 本園は、常に園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断及び歯科検診を実施し、その結果を記録するものとする。
- 2 本園は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、国の感染症対策ガイドラインに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

- 第19条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個別面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。
- 2 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと教育・保育及び支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 3 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもが快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（秘密の保持）

- 第20条 本園の職員は、業務上知り得た園児及びその保護者等の秘密を保持する。
- 2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（業務の質の評価）

- 第21条 本園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回行う。
- 3 認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

（記録の整備）

- 第22条 本園は、次の記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（1）教育・保育の実施に当たっての計画	5年間保存
（2）提供した教育・保育に係る提供記録	5年間保存
（3）市町村への通知に係る記録	5年間保存
（4）保護者等からの苦情の内容等の記録	5年間保存
（5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	5年間保存
（6）幼保連携型認定こども園園児指導要録	

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

（職務・会議）

- 第23条 園長に事故あるとき、または欠けたときは、副園長がその職務を代理する。
- 2 職員の事務分掌は、別に定める。

3 園長は、園の適正な管理運営をはかるため、毎月1回以上、職員会議を主催しなければならない。

(掲示)

第24条 本園は、園内の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を書面により掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛護会と園長との協議により取扱うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第二東水沢保育園運営規程（平成27年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、令和7年1月1日から施行する。